

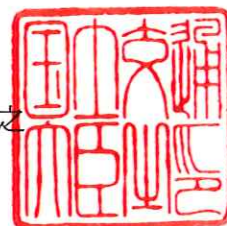
国海員第 2 6 7 号
令和 7 年 1 2 月 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

金子 恭 之



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 9 2 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
Kizuna Technical Support株式会社	香川県坂出市西大浜北一丁目6番36号
SJ. TRUST株式会社	香川県丸亀市港町307番地16
春陽マリンクルー株式会社	岡山県備前市穂浪115番地1